



立ちどまらない保険。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

すまいの火災保険
令和元年10月以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、タフ・すまいの保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。(注)「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://ey.aioinissaydowa.co.jp/eydocs/webyakkan/html/ad/008a.html>) に掲載のWeb約款をご覧ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)(注)を選択したお客さまは、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認ください(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません)。(注)保険期間が5年以下の場合に選択いただけます。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは「ご契約内容 確認方法のご案内」(ID/パスワード)通知)ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

しおり このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～6	1. 商品の仕組み 2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定 等 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等 4. 地震保険の取扱い 5. 満期返れい金・契約者配当金
II 契約締結時におけるご注意事項 …P6～7	1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
III 契約締結後におけるご注意事項 …P7	1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 2. 解約と解約返れい金
その他ご留意いただきたいこと …P8	

4 本紙で用いる用語の解説

保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。	親 族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受ける方をいいます。	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
記名被保険者	保険申込書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。	建物評価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券記載の額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物として保険契約で定めるものをいいます。	他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)
●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)
●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

●受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この説明書では「**タフ・すまいの保険**」を説明しています。

タフ・すまいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。タフ・すまいの保険には、補償範囲の異なる5つのプランがあり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約していただきます。また、主な特約は次のとおりです。

○：損害保険金をお支払いする場合 ×：損害保険金をお支払いできない場合

事故の種類	フルサポートプラン	セレクト(水災なし)プラン(注1)	セレクト(破損汚損なし)プラン	セレクト(水災、破損汚損なし)プラン(注1)	エコノミープラン
①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○
②風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○
③水ぬれ	○	○	○	○	×
④盗難	○	○	○	○	×
⑤水災	○	×	○	×	×
⑥破損、汚損等	○	○	×	×	×

地震保険
(原則自動セット)

地震保険のご契約を希望されない場合には保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(法人の場合は押印)ください。ただし、「書面省略(申込書)特約」をセットするご契約を除きます。



主な自動セット特約

- 地震火災費用特約(注2)
- パルコニー等専用使用部分修繕費用特約(注3)
- 災害緊急費用特約
- 特別費用保険金特約(注4)

主な任意セット特約

物損害に関する特約

- 屋外明記物件特約
- 家財明記物件特約
- 居住用建物電氣的・機械的事故特約
- 風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約
- 自宅外家財特約
- 水災支払限度額特約
- 水災一時金特約

費用等に関する特約

- 事故時諸費用特約
- 事故時諸費用(火災等限定)特約
- 弁護士費用特約
- 類焼損害・失火見舞費用特約
- 家賃収入特約
- 家主費用特約

賠償に関する特約

- 日常生活賠償特約
- 受託物賠償特約
- マンション居住者包括賠償特約
- 借家賠償・修理費用特約
- 借家賠償・修理費用(火災等限定)特約
- 賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

(注1) 「セレクト(水災なし)プラン」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」は、マンション等の共同住宅建物専用プランです。
(注2) 支払割合5%(支払限度額300万円)が自動セットされます。ご希望により支払割合や支払限度額を変更することができます。
(注3) 保険の対象が区分所有建物のマンション戸室(専用部分)の場合に自動セットされます。
(注4) 保険の対象に建物を含む場合に、自動セットされます。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定等

(1) 保険の対象 **契約概要**

タフ・すまいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」(注1)(作業場物件を除きます)または「家財」です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	①畳、建具、建物付属設備(注2) ②庭木(注3) ③屋外設備(注3)(注4) ④建物の基礎(注5) ⑤門、塀、垣(注5) ⑥物置、車庫その他の付属建物(注5)
家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備(注2)

(注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
(注2) 建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備をいい、浴槽、流し、ガス台・調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着している物を含みます。
(注3) 損害保険金の額は、1回の事故につき、庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。屋外設備について100万円を超える補償をご希望の場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただき、別途特約保険料を払い込む必要があります。
(注4) 物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物をいいます。
(注5) 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載した場合は保険の対象に含まれません。

⚠️「家財」を保険の対象とする場合のご注意

(1) 家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。

- | | |
|---|---|
| ①自動車およびその付属品 | ④証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状等 |
| ②動物および植物等の生物 | ⑤プログラム、データ等 |
| ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等 | |

(2) 家財明記物件について

貴金属等(貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品)についての損害保険金の支払額は、1個または1組ごとに100万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度となります。貴金属等については100万円を超える補償をご希望の場合は、家財明記物件として家財保険金額とは別に保険金額を設定ください(「家財明記物件特約」がセットされ、別途特約保険料を払い込む必要があります)。

(2) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。なお、補償の対象となる事故の種類は契約プランにより異なりますので前記 **1. 商品の仕組み** をご確認ください。

事故の種類	お支払いする主な場合(注1)(注2)	お支払いできない主な場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
②風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます)によって保険の対象に損害が発生した場合	・保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込みや漏入による損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害 ・地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ・核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物による事故によって発生した損害
③水ぬれ	給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれによって、保険の対象に損害が発生した場合(注3)	本表⑥の事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。
④盗難	盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)に伴い、保険の対象に損傷または汚損等が発生した場合(注4)	・加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ・外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的事故または機械的事故によって発生した損害 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ・楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色の変化 ・船舶、航空機、無人機、ラジオコントロール模型等に発生した損害 ・携帯電話、スマートフォン、PHS等の携帯式通信機器等に発生した損害 ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害
⑤水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が発生した場合	等
⑥破損、汚損等	不測かつ突発的な事故(注5)によって、保険の対象に損害が発生した場合	

(注1) 消防または避難に必要な処置による損害を含みます。(注2) 庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死し、保険の対象である保険申込書記載の建物が同一の事故によって損害を受けた場合に限りま。 (注3) 給排水設備自体に発生した損害を除きます。(注4) 保険の対象が家財の場合は、通貨等の盗難についても補償されます。(注5) 本表①から④までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって保険の対象が損害を被る事故を除きます。

(3) お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

補償の対象となる事故により、保険の対象に損害が発生した場合にお支払いする損害保険金の計算方法は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額(1回の事故につき、建物は建物保険金額、家財は家財保険金額を限度とします)
建物(注1)	【全焼・全壊(注2)の場合】 損害保険金 = 建物保険金額 【全焼・全壊(注2)以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(注3) (注1) 庭木または屋外設備が損害を被った場合、損害保険金の額は、建物の損害と合わせて、建物保険金額を限度とします。 (注2) 「保険の対象である建物の焼失、流失、または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます)」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。 (注3) 免責金額は1回の事故ごとに適用します。
家財	損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(注) ①焼失、流失または損壊の場合 損害の額 = 修理費 (残存物取片づけ費用を含みます。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。) ②盗取の場合 損害の額 = 再調達価額 ・通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合には、1回の事故につき30万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。 (注) 免責金額は1回の事故ごとに適用します。なお、免責金額を「なし」とした場合でも、保険の対象である家財または家財明記物件に (2) 基本となる補償 の「事故の種類」⑥の事故により発生した損害に対しては、1回の事故につき3,000円の免責金額が適用されます。

損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書でご確認ください。

保険金の支払基準(注1)は、再調達価額となります。

保険の対象	保険金額の設定(注2)(注3)
建物	・ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上1万円単位で設定できます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます。(家財新価実損払方式) ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(注1) 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。

(注2) ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

(注3) 他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

(5) 主な特約の概要

契約概要

事故時諸費用特約	事故発生時に臨時に発生する費用として、損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の額を限度とします。
日常生活賠償特約	日本国内または国外において、住宅(注)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合、または、日本国内において、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発事故により、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合の類焼先の損害について、類焼先に他の保険契約等がある場合の不足分および見舞金等の費用を補償する特約です。

(注) 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。

※詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●日常生活賠償特約	●自宅外家財特約	●類焼損害・失火見舞費用特約	●弁護士費用特約	等
-----------	----------	----------------	----------	---

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間：1年から10年(注1)までの整数年で設定できます。

※保険の対象に建物を含み、保険期間が10年の場合は、「自動継続特約(長期用)」をセットすることができます。「自動継続特約(長期用)」をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注2)であらかじめ設定いただいた予定継続期間まで自動継続されます。予定継続期間はご契約の始期日から11年以上40年以内で設定が可能です。継続契約の保険期間は1年または10年のいずれかを契約締結時に選択していただけます。

(注1) 選択した払込方法によっては、設定できる保険期間に制限があります。

(注2) 当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

②補償の開始：始期日の午後4時(注)に始まります。

③補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月、払込方法等により決まります(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、保険の対象に建物を含む場合は、建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、建築後10年未満のときは保険料が割安となります。なお、実際に契約される保険料は、保険申込書でご確認ください。

(注) 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業の内容により、保険料が異なる場合があります。

[築年数別料率を知りたい場合](#)

[「保険料」参照](#)

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。

○：選択できます ✕：選択できません

主な払込方法	分割払(注1)			1年一時払
	一般分割払(注2)	長期月払	長期年払	長期一括払
口座振替	○	○	○	○
クレジットカード払(登録方式)(注3)	✕	✕	✕	○
払込票払(注3)	✕	✕	✕	○

②1年一時払および長期一括払については、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます(注4)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(注1) 保険期間が6年以上の場合、保険料の全額を一括して払い込む方法(長期一括払)に限ります。

(注2) 保険料割増が適用されます。

(注3) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注4) 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合

「団体扱・集団扱のご契約について」参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます(注1)。払込期日の翌月末日(注2)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また原則として、ご契約を解除します。

(注1) 払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注2)までに保険料を払い込んでください。

(注2) 口座振替のご契約において保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り、払込期日の翌々月末日となります。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は単独でご契約できません。タフ・すまいの保険(以下 **4. 地震保険の取扱い**)において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約することができます。

(2) 保険の対象

契約概要

地震保険の保険の対象は、住居のみに使用される建物および併用住宅(居住用建物)またはその建物内に収容されている家財(生活用動産)です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿
 - 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 等

(3) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の50%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	上記損害の程度に至らない建物の床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

地震保険の損害認定を詳しく知りたい場合
「地震保険損害認定基準表(抜粋)」参照

②1回の地震等(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 11.7 \text{兆円}$$

(注1) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 平成31年4月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

①地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。

②門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。

③損害の程度が一部損に至らない損害の場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。

(5) 保険期間、保険料の払込方法等

契約概要

①主契約の保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。

②主契約の保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式(注1)(注2)があり、主契約の保険期間とあわせて、いずれかを選択して契約していただきます。地震保険自動継続時の保険料払込方法は原則として主契約と同じとなりますが、主契約の払込方法によっては異なる場合があります。

(注1) 保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。

(注2) 保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

(6) 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

①地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

②地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。

③所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた割引(建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引)を適用できる場合があります。
 地震保険の割引制度を詳しく知りたい場合
「地震保険の割引制度」参照

④震源モデル等の更新などを踏まえ、平成29年1月および平成31年1月に地震保険料の見直しを行いました。なお、お客さまのご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うこととしています。

⚠ 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

タフ・すまいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造(建物形態・用法など)、建築年月、共同住宅戸室数、用途(建物内の職業など)
- ②他の保険契約等に関する情報：建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報
- ③地震保険をご契約の場合は、地震保険の割引に関する情報：建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報


- (1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「業務品質向上推進部 お客様の声担当」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません)。

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

	150-8488
東京都渋谷区恵比寿 1丁目28番1号	
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	
業務品質向上推進部 お客様の声担当 行	

裏面〔記載事項〕

①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
②保険契約者の住所、署名、電話番号
③契約申込日
④保険種類
⑤証券番号または領収証番号
⑥ご契約の代理店・扱者名
⑦ご契約の取扱営業店名

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- | | |
|--|---------------------------------|
| ①建物または家財を収容する建物の構造(建物形態・用法など)、建物の用途(建物内の職業業など)を変更した場合(注) | |
| ②建物の買替えや建替えをした場合 | ③建物・家財などを引越しなどにより他の場所に所在地変更した場合 |
| ④建物の増築、改築または一部取壊しを行った場合 | ⑤この保険契約で補償しない事故により、建物が一部滅失した場合 |

(注) 建物を居住の用に供しなくなった場合(専用店舗や空家等への変更)を含みます。

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ア. 通知事項の①から③に該当する場合：ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

イ. 通知事項の④または⑤に該当する場合：保険金を削減してお支払いすることがあります。

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ①譲渡・売却などにより建物の名義を変更する場合(注) | ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合 |
| ③ご契約後に建物・家財の価額が著しく減少した場合 | |

(注) 保険契約を同時に譲渡する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

- (3) 次の事項が発生した場合は、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)。

(注) 当社の取り扱う他の商品でご契約をし直すことができる場合がありますが、本商品と同一の補償内容とならないケースがあります。

- | | |
|------------------------------|--|
| ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合 | ②建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった場合または作業場として使用する場合 |
| ③家財のすべてを設備・什器として使用することになった場合 | |

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報


ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります(注)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(注) 特に、「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」または「長期保険料分割払特約」(長期月払の場合)をセットした契約については、原則として追加請求が発生します。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合


 「ご契約の無効、失効、取消し」参照

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類等」に定める書類等を提出していただく必要があります。

 事故時のお手続き等について知りたい場合

 「事故が起こった場合の手続き」参照

2. 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。

連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- | |
|---|
| ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合 |
| ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき |
| ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合 |

3. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
-------------------------	--

②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋
---------------------	-------------

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について：当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

- 再保険について：当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

4. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

5. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- | |
|--|
| ①保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。 |
| ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 |
| ③保険契約者または(記名)被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。 |
| ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。 |

6. 継続契約について

当社が、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。